

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年6月3日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

21千総総第1239号

平成21年5月26日

千葉市監査委員 様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 藤 代 謙 二

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成13年監査報告第1号、平成15年監査報告第11号、平成17年監査報告第12号、平成18年監査報告第1号、平成19年監査報告第1号・第3号・第5号、平成20年監査報告第1号・第9号・第10号及び平成21年監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 15監査報告第11号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

2 公有財産台帳へ登載すべきもの（消防局）

市域内の防火水槽の数は、平成15年度刊行の千葉市消防年報では、1,223か所とされている。そのうち、公有財産の状況を把握するための台帳である貯水槽台帳へ未登載のものが相当数見受けられた。

これらを放置することなく、防火水槽の所有者及び防火水槽の用地についての権利関係を明確にし、貯水槽台帳に登載されたい。

講じた措置

貯水槽台帳に未登載の防火水槽については、合併前の自治体が設置したもの及び開発業者から移管を受けたが所有権が不明確なものがあり、現地調査等により権利関係の確認を行ったところ、貯水槽台帳に登載すべきものは95件であった。

これらを貯水槽台帳へ登載するには、防火水槽の土地の所有者及び占用期間等の記載が必要であることから、登記簿の写し及び使用貸借契約書等を確認したうえで、平成21年1月までに同台帳に登載した。

報告書番号 17監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

3 滞納整理カードを適正に作成すべきもの（都市局建築部）

市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第4条によると、「滞納者に対する納付指導は、文書、電話、訪問、呼び出し等の方法により行い、その経過を市営住宅家賃滞納整理カードに記録する」とされている。

しかしながら、平成17年4月～7月における滞納整理カードの作成状況を確認したところ、担当職員が個別に納付指導の結果を記録してはいたものの、滞納整理カードは作成されていなかった。

滞納整理を効率的・効果的に執行するためには、滞納者ごとに滞納理由や経済状況、滞納整理に係る交渉経過などを記録し、一元的に管理することから、滞納整理カードについては、要綱に基づき適正に作成されたい。

講じた措置

納付指導については、暫定的に滞納整理カードと住宅管理システムを併用して記録していたが、全ての情報を一元的に管理することが可能な新たな住宅管理システムの導入を行い、平成21年3月1日付けで市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱を改正し、同システムにより記録することとした。

報告書番号 18 監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

7 財産の管理を適正に行うべきもの（建設局道路部）

地方財政法第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理しなければならないと規定されている。

しかしながら、道路事業残地の管理状況を調査したところ、土地の一部に不法使用、不法投棄等が確認されたので、適正な管理を行われたい。

講じた措置

道路事業残地4か所における不法使用・不法投棄等については、それぞれの状況に応じ、平成18年10月までに、不法に設置されていた看板の撤去、自転車等の不法投棄物の撤去及び不法駐車を防ぐための植栽を行ったほか、文書による使用承認が行われていなかった土地については、必要な手続を行った。

なお、これらのうち2か所については、平成19年度及び20年度に公募し売払いを行った。

報告書番号 19 監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

2 警備委託契約の検査を適正に行うべきもの（教育委員会教育総務部）

契約規則第30条によると「市長は、監督員又は検査員を任命し、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行わせるものとする。」と規定されている。

小学校、中学校、養護学校の警備委託については、学校施設課において警備会社と警備委託契約を締結している。契約書では学校警備仕様書により執行するものとされており、同仕様書において職員室、理科室、給食室等が警備機器の設置場所として定められている。

しかしながら、現地調査した結果、警備機器が設置されていなかった小学校の給食室が数多く見受けられた。

警備委託契約の検査については、警備機器が確実に設置され、機能しているかを確認するなど、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

小学校の警備委託契約については、平成18年度まで学校警備仕様書により給食室を警備機器の設置場所として指定していたが、平成19年度から、各学校の状況により、設置を必要としない場合は、設置しないことがあるものとし、同仕様書を改めた。

報告書番号 19監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

4 理科室の薬品について適正な管理を図るべきもの
(教育委員会学校教育部、市立学校)

小・中学校の理科室には、水銀、塩酸等の毒物・劇物を含む薬品類が薬品庫に保管されている。このため文部科学省では、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(平成12年1月11日付け文部省初等中等教育局長依頼)により、保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図る必要があるとし、管理簿等を備え、品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を適切に記入し、定期的に数量との照合を行う等の点検実施を求めている。

しかしながら、現地調査した結果、薬品管理簿は備えられているものの、各小・中学校により点検記録の回数に差があり、その様式は、薬品ごとの現有量及び増減の項目を記録するものとなっていることから、使用ごとの記録は薬品使用簿によらなければならない状況であった。

また、各小・中学校は薬品使用簿を独自に作成しているため記録項目に差があり、備えていない学校も見受けられた。

理科室の薬品については、薬品管理簿及び薬品使用簿の記録方法、様式に関する統一的な取扱基準を定めるとともに、定期的な現地調査の実施を検討するなど適正な管理を図られたい。

講じた措置

理科室の薬品については、平成19年9月に指導課長から各小中学校長に対し、薬品使用簿の統一化した様式に、薬品毎の使用日、使用者、使用量及び残量等を使用時に記入するよう通知し、周知徹底を図った。

また、平成20年度からは、薬品の適正管理を図るため、学事課等が実施する管理訪問などの際に、薬品使用簿及び薬品管理簿の記入状況等を点検することとした。

報告書番号 19監査報告第5号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(4) 財産管理事務

イ 普通財産の管理を適正に行うべきもの（保健福祉局）

公有財産規則第15条によると、公有財産の管理については、維持、保存及び使用状況の適否等に留意し、その用途又は目的に従い、最も効率的に使用しなければならないと規定されている。

しかしながら、普通財産である旧畑保育所予定地については、周囲に管理柵等を設置することなく、誰でも自由に立ち入ることが可能な状況になっており、定期的な現況確認も行われていなかった。

普通財産については、不法投棄や不法占拠等の防止及び排除に努めるとともに、特定の者による使用が確認された場合には、使用を中止させ、又は公有財産規則に基づく貸付手続を行うなど、適正な管理を行われない。

また、使用、収益、処分を行うことにより、その経済的価値を發揮して間接的に行政目的に資することを主たる目的とする普通財産の性質を踏まえ、有効利用を図るため他への転用のほか、処分のため財政局への所管換についても検討されたい。

講じた措置

旧畑保育所予定地については、現段階において具体的な保育所の設置予定はないものの、近隣の保育所で待機児童が発生しており、将来的に見込まれる保育需要への対応を図る必要があることから、暫定的に高齢者スポーツ広場として活用することとし、所管課である高齢施設課に対し同予定地の使用承認を行った。

これにより、同予定地については、平成20年度から千葉県高齢者スポーツ広場管理運営要綱及び同広場の管理運営に関する覚書に基づき、適正な管理を確保することとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 契約事務

ウ 契約書の作成を適正に行うべきもの（教育委員会）

長期継続契約の締結に関する規則第2条第2項第1号により、建物の機械による警備業務については翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約を締結できるとされているが、地方自治法第234条の3では、翌年度以降にわたり契約を締結することができる場合でも、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないとされており、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」（平成17年3月23日付け財政部長通知）において、次年度以降は予算が措置されない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を規定することとされている。

しかしながら、稲毛図書館建物警備業務委託については、長期継続契約を締結しているにもかかわらず、契約書中に当該契約を締結した会計年度の翌年度以降の予算が措置されなかった場合、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨が規定されていなかった。

長期継続契約の締結にあたっては、法令等に基づき適正に行われたい。

講じた措置

稲毛図書館建物警備業務委託契約については、翌年度以降の予算が減額又は削除された場合、当該契約を変更又は解除する旨の条件を附した変更契約を、平成20年4月1日に締結済みである。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

イ 収入金の払込みを適正に行うべきもの（環境局）

予算会計規則第32条第1項によると、現金を直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、北谷津清掃工場では、ごみ処理に係る手数料の収入金について、指定金融機関への払込みはおおむね1週間に2回程度で行われており、当日又は翌日に行っていなかった。

現金の直接収納による収入金の払込みについては、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

北谷津清掃工場における一般廃棄物処理手数料の収入金については、平成20年12月より、予算会計規則に基づき、収納日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう改めた。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 契約事務

長期継続契約の締結を適正に行うべきもの（水道局）

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（平成17年3月23日付け財務部長通知）によると、長期継続契約を締結する際には、契約書に、次年度以降に予算が措置されない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を記載するとされている。

しかしながら、浄水場等の水道施設の警備委託については、長期継続契約を締結しているにもかかわらず、契約書中に次年度以降に予算が措置されない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨が記載されていなかった。

長期継続契約の締結にあたっては、通知等に基づき適正に行われたい。

講じた措置

浄水場等の水道施設の警備委託については、平成20年11月26日付で変更契約を締結し、次年度以降に予算が措置されない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨の条項を追加した。

報告書番号 20監査報告第10号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 財産管理事務

イ 備品の管理を適正に行うべきもの（環境局）

物品会計規則第28条第1項によると、物品取扱員等は、その保管にかかる物品を良好な状態で常に使用又は処分することができるように整理し、保管しなければならないとされている。また、同規則第29条によると、物品の管理に関する事務を行う職員及び使用する職員は、この規則その他物品に関する法令の規定に伴うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い及び物品を使用しなければならないとされている。

しかしながら、平成3年11月に取得した騒音レベル処理装置は、現に存在していないが、規則に基づく不用の決定や廃棄処分に係る手続が行われていなかったことから、備品の管理については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

平成3年11月に取得した騒音レベル処理装置については、平成20年11月に物品管理者が、物品処理伺書により不用の決定を行い廃棄処分とした。

併せて、備品の管理については、物品会計規則に基づき適正に手続を行うよう、物品管理者から所属職員に対し周知徹底を図った。

報告書番号 21 監査報告第 1 号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 支出事務

イ 複写サービス契約に係る支出を適正に行うべきもの（建設局）

中央・美浜土木事務所に設置された複写機に係る複写サービス契約については、複写枚数区分ごとに 1 枚当たりの単価を設定し、これに 1 か月の複写枚数を乗じて算出した額を毎月、複写サービス料金として支出する旨が契約書で定められている。

しかしながら、1 か月の複写枚数が一定数に満たない場合に、契約の相手方から、契約に定めのない月間基本料金として、1 か月あたりの最低複写枚数分の料金が請求され、これに基づき支出を行った結果、実際の複写枚数より多い枚数分の複写サービス料金が過剰に支払われている事例が見受けられた。また、過年度分についても調査したところ、同様の事例が見受けられた。

複写サービス契約に係る支出については適正に行うとともに、過払い分 18 万余円について返還を求めるなど、必要な措置を講じられたい。

講じた措置

複写サービス契約に係る支出については、請求書等の内容を十分に確認のうえ、契約書に基づき適正に行うこととし、過払い金については、平成 21 年 3 月に契約業者に請求し、全額が返納済みである。

報告書番号 21 監査報告第 1 号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(4) 財産管理事務

ア 行政財産の目的外使用に係る手続を適正に行うべきもの（経済農政局）

公有財産規則第 21 条第 1 項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者に対して、行政財産使用許可申請書により市長に申請させなければならないとされ、また、同規則第 21 条の 2 によると、行政財産の目的外使用を許可することを決定したときは、所管課長は、申請を行った者に対して、行政財産使用許可書を交付することとされている。

しかしながら、中央卸売市場においては、管理課及び業務課事務室内の一部を、中央卸売市場協力会の事務局として現に使用させているにもかかわらず、同協力会から行政財産使用許可申請書による申請をさせず、また、目的外使用許可の決定を行うことなく使用させている。

行政財産の目的外使用については、規則に基づき手続を適正に行われたい。

講じた措置

中央卸売市場協力会の事務局に係る行政財産の目的外使用については、公有財産規則に基づき、平成 21 年 3 月 27 日付けで同協力会から行政財産使用許可申請書による申請を受理し、同年 3 月 31 日付けで目的外使用許可の決定を行い、行政財産使用許可書を交付する手続を行った。

なお、使用料については、申請に基づき免除としている。